

# セミコンダクター産業に関する投資奨励政策

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)  
**投資委員会(BOI)布告**  
**No. 9 / 仏暦 2547 年(2004)**

**件名 セミコンダクター産業に関する投資奨励政策**

仏暦 2543 年(2000 年)8 月 1 日布告、投資委員会布告 No. 1 / 2543、および仏暦 2543 年(2000 年)8 月 1 日布告、投資委員会布告 No. 2 / 2543 年 に関連するものとして、  
 セミコンダクターに対する奨励および支援のために、仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、および第 31 条第 2 段、仏暦 2544 年 投資奨励法の増補改正(第 3 版)の権限に基づき、投資(奨励)委員会は、以下に、セミコンダクター産業に関する投資奨励原則を規定する布告を発する。

1. 業種 5.6.1 によるウエハー事業を、特別に国家に対する重要な有用な産業として、定め、以下のように既存の部分の権利恩典条件を改定する。
  - 1.1 全てのゾーンでの機械輸入関税を免除し、かつ、投資奨励を受けた期間を通して、既存機械の改訂および取替えのための機械輸入を許可する。
  - 1.2 8 年間の法人所得税を免除し、第 31 条第 2 段に法人所得税の免除比率を定めない。
  - 1.3 既存機械の改善投資の部分は、奨励を受けるプロジェクトの一部とみなす。
2. 試験の前後を問わず、製造工程を通して、また / あるいは、アッセンブリおよびパッケージング、また / あるいは試験をとおして、ウエハー膜を導入する皮膜過程をもつ半導体即ち IC 製造を、二つの部分に分け税面での権利恩典を受けるものとする。
  - 2.1 基礎的な権利恩典
    - 全てのゾーンでの機械輸入関税を免除し、かつ、投資奨励を受けた期間を通して、既存機械の改訂および取替えのための機械輸入を許可する。
    - ゾーン 1 での設立の場合には、5 年間の法人所得税の免除を受ける。
    - ゾーン 2 での設立の場合には、工業団地外および奨励を受けた工業区域の外での設立の場合には、6 年間の法人所得税の免除を受け、工業団地および奨励を受けた工業区域内での設立の場合には、7 年間の法人所得税の免除を受ける。
    - ゾーン 3 での設立の場合には、8 年間の法人所得税の免除を受ける。
  - 2.2 増補の権利恩典 特別に国家に対する重要な有用な産業として定め、第(1)項 第(5)項、それぞれの項により、実施することができる場合には、第 31 条第 2 段による法人所得税の免除割合を規定しないものとする。また、第(1)項 第(3)項により、実施することができる場合には、ケースにより 1 年間の増補した期間の免除を受け、第(4) - 第(5)項により実施することができる場合には、ケースにより 2 年間とするが、合わせて 8 年間を超えないものとする。
    - 2.2.1 最初の 3 年間の平均で年間の売上高の 1 - 2% を下回らない、あるいは、最初の 3 年間で 2000 万バツの研究開発あるいはデザイン開発経費がある。
    - 2.2.2 科学、工学、あるいは技術、研究開発、あるいはデザインの方面で学士以上の教育を終えた人材の雇用が、企業全体を合わせて、最初の 3 年間、雇用者の全体で 5% を下回らない。
    - 2.2.3 月額経費および PAYROLL に比するタイ人材の研修方面の費用部分が、企業全体の状況を考慮して、最初の 3 年間で 1% を下回らないこと。

- 2.2.4 生産請負者の能力限界の開発経費が、あるいは関係の教育機関の支援経費が、最初の3年間平均で1年当たり1%を下回らず、あるいは、最初の3年間で、2000万バーツを下回らないこと。
- 2.2.5 事業を開始してから、3年以内に、委員会が同意をあたえた原則により、タイ国内での研究開発センターを設立すること。
- 2.3 既存機械の改善投資の部分は、奨励を受けるプロジェクトの一部と見なす。
- 2.4 投資奨励の許可を受けたが、所得がまだない投資プロジェクトは、本原則による増補した権利恩典の申請が可能である。

これらは、仏暦 2547 年 8 月 31 日以後有効

布告日 仏暦 2547 年 11 月 19 日

チャバリット・ヨンチャイユット

副首相

議長 代行

注: この翻訳は、2004年11月19日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。